

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

案要綱

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十八号）

の施行期日は、令和四年十一月一日とすること。